

「第12次三重県交通安全計画」（中間案）パブリックコメントの概要と県の考え方

- 1 意見募集期間 令和8年3月18日（水）から令和8年4月17日（金）まで
- 2 意見数：5件
- 3 寄せられたご意見に対する対応状況
 - ①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの（3件）
 - ②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの（1件）
 - ③参考にする：今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの（0件）
 - ④反映または参考にすることが難しい：県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの（1件）

No.	該当箇所		意見の概要	対応状況	意見に対する県の考え方
	ページ	項目			
1	13	（4）自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備 4段落目 「また、全ての自転車利用者へのヘルメットの着用促進とともに、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進」	「全ての自転車利用者へのヘルメットの着用促進とともに、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進」について、道路交通法改正（2023年4月施行）においてヘルメット着用は努力義務、三重県交通安全条例（2021年10月施行）において損害賠償責任保険等への加入は義務となっており、法令が導入されてそれぞれ3年・5年が経過しているため、「促進」ではなく「指導啓発」とすべきではないか。 例えば、「全ての自転車利用者に対して、道路交通法や三重県交通安全条例に基づき、ヘルメットの着用、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入等について指導啓発する」といった記載を検討いただきたい。	②	本文中の表現の中には、「指導啓発」も重要な要素として含まれています。
2	13	（4）自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備 4段落目 「通勤や配達目的の自転車利用者による交通事故の防止についての指導啓発等の対策を推進します」	「通勤」や「配達」に加えて、「通学」の追記を検討いただきたい。 「Ⅱ 講じようとする施策」においても「1（1）イ 通学路等における交通安全の確保」や「1（9）ア 安全で快適な自転車利用環境の整備」に、子どもや中高生の自転車利用に関する記載がある。 また、15歳～19歳においては、2025年まで10年以上にわたり、自転車乗用中死傷者数が1万人超となっており、全年齢の約20%を占めている（警察庁統計）。さらに同年齢においては、人口10万人あたりの死傷者数についても、自転車乗車中の事故の割合が他の状態（歩行中や自動車乗車中等）に比べて圧倒的に高いため（警察庁統計）、通学時や学校での指導啓発等の対策が必須と考える。	①	ご意見をふまえ修正します。
3	39～40	ウ 自転車の安全利用の推進 「（ア）自転車の安全対策の強化」 5つ目の○ 「子どもたちが将来にわたってヘルメットを着用し、自分の命を守ることができるよう、学校等と連携し、自転車通学時のヘルメット着用を促進します。」	ヘルメット着用率は小学生36.9%、中学生43.9%、高校生13.6%（警察庁「令和7年における交通事故の発生状況について」）であり、高校生の着用率が非常に低くなっている。 また、前述のとおり、15歳～19歳においては、自転車乗用中の死傷者数や事故割合が、他の年代に比べて圧倒的に高くなっている（警察庁統計）ため、高校生が通学時にヘルメットを着用するための方針や対策が必要と考える。 そのため、「自転車通学時のヘルメット着用を促進します」について、「自転車通学時のヘルメット着用の校則化を促進します」や「自転車通学時のヘルメット着用を自転車通学許可条件とするよう、学校等と連携します」という記載にすることを検討いただきたい。 また、上記記載の有無に関わらず、県教育委員会から全県立高校等に対し、ヘルメット着用義務化の方針を打ち出したり、校則への義務規定化を働きかけたりすることを検討いただきたい。 東京都・千葉県・福井県等では、教育委員会において、全ての都立・県立学校で自転車通学の際は必ずヘルメットの着用を求めるという方針を打ち出し、各学校でヘルメット着用を自転車通学の許可条件としている。	④	高校生のヘルメット着用率を上げることは、重要な課題であると認識しています。 しかし、生徒自身がヘルメットの必要性を理解し、自分の命を守るために、高校在籍時だけではなく、将来にわたってヘルメットを着用するなど、主体的に行動できるよう指導啓発することに重点を置いており、現行の記載としています。 計画の記載については、生徒の主体的な着用意識を育む観点から、現行の「促進」という表現としています。 県教育委員会では、これまでも県立学校長会議等で校則への記載を依頼してきたほか、高校生自身が交通安全を考える「三重県高校生バイシクルサミット」を開催するなど多角的な取組を進めています。 今後も関係団体と連携した取組を推進していきます。

No.	該当箇所		意見の概要	対応状況	意見に対する県の考え方
	ページ	項目			
4	56	(4) 自転車の安全性の確保 「関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を促進します」	三重県交通安全条例において、自転車利用者の自転車損害賠償責任保険等への加入は義務となっており、自転車小売業者等も自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等が義務となっている。 そのため、自転車利用者に対しては「自転車損害賠償責任保険等へ加入する必要があることを広報啓発・指導します」、自転車小売業者等に対しては、「自転車損害賠償責任保険等への加入の確認を求めます」といった記載にすることを検討いただきたい。	①	ご意見をふまえ修正します。
5	63～64	(2) 自転車損害賠償責任保険等への加入促進 「自転車利用者に対して自転車損害賠償責任等への加入を促進します」 「自転車小売業者等に対しても自転車損害賠償責任保険等の情報提供を求めます」	三重県交通安全条例において、自転車利用者の自転車損害賠償責任保険等への加入は義務となっており、自転車小売業者等も自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等が義務となっている。 そのため、自転車利用者に対しては「自転車損害賠償責任保険等へ加入する必要があることを広報啓発・指導します」、自転車小売業者等に対しては、「自転車損害賠償責任保険等への加入の確認を求めます」といった記載にすることを検討いただきたい。	①	ご意見をふまえ修正します。